

証券コード 332A
2025年6月12日
(電子提供措置開始日2025年6月6日)

株主各位

東京都渋谷区渋谷三丁目10番13号
ミーク株式会社
代表取締役 執行役員社長 峯村竜太

第7回定期株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第7回定期株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.meeq.com/>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/332A/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ミーク」又は「コード」に当社証券コード「332A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2025年6月26日（木曜日）午後7時までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時 受付開始：午前9時30分
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号
渋谷東口ビル 11階 TKPガーデンシティ渋谷 ホール11B
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

第7期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

議案

取締役5名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち次の事項に関しましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

◎決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、当社ウェブサイトに掲載いたします。あらかじめご承知くださいますようお願い申しあげます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討の上、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月27日（金曜日）  
午前10時（受付開始:午前9時30分）



### 書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）  
午後7時到着分まで



### インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）  
午後7時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

○○○○ 御申

××××年 ×月××日

○○○○○○

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

見本

○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 議案

- 全員賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ➥ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

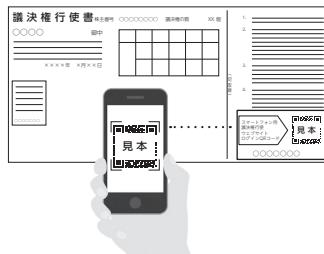
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

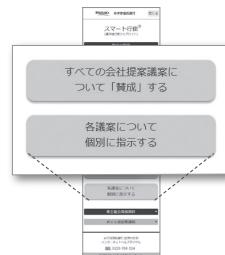
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

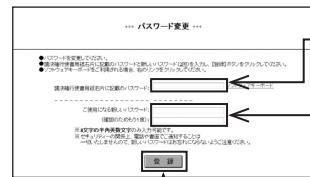
- 2 議決権行使書用紙に記載された  
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」  
を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された  
「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」  
を入力

実際にご使用になる  
新しいパスワードを  
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
0120-768-524  
(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

## 株主総会参考書類

### 議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、当社では、経営の透明性・客観性を担保するため、取締役会の任意の諮問機関として代表取締役 執行役員社長及び社外取締役2名で構成され社外取締役が委員長を務める指名報酬委員会を設置しており、当該候補者の選定にあたっては同委員会の審議を経て、取締役会にて決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名     | 現在の当社における地位  |          |
|-------|--------|--------------|----------|
| 1     | 峯村 竜太  | 代表取締役 執行役員社長 | 再任       |
| 2     | 小早川 知昭 | 執行役員         | 新任       |
| 3     | 渡辺 潤   | 取締役          | 再任       |
| 4     | 小林 泰平  | 社外取締役        | 再任 社外 独立 |
| 5     | 湯淺 墾道  | 社外取締役        | 再任 社外 独立 |

新任 新任取締役候補者 再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

候補者番号

1

みね むら た  
峯 村 竜 太

(1981年2月16日生)

所有する当社の株式数 ..... 一株

再任

**[略歴、当社における地位及び担当]**

|          |                                             |       |         |    |       |        |        |
|----------|---------------------------------------------|-------|---------|----|-------|--------|--------|
| 2006年4月  | 株式会社メディア（現アルテリア・ネットワークス株式会社）                | 入社    | 2019年3月 | 当社 | 代表取締役 | 社長     | 就任     |
| 2011年5月  | ソネットエンタテインメント株式会社（現ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社） | 入社    | 2021年9月 | 当社 | 代表取締役 | 執行役員社長 | 就任（現任） |
| 2013年12月 | 株式会社テレコムフォース（現ライフエレメンツ株式会社）                 | 取締役就任 |         |    |       |        |        |

**[重要な兼職の状況]**

**取締役候補者とした理由**

峯村竜太氏を取締役候補者とした理由は、同氏は当社代表取締役、執行役員社長として経営全体を統括しており、経営の重要な事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしてきたことから、引き続き当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割が期待できると判断したためであります。

候補者番号

2

こ ば や か わ とも あ き  
**小 早 川 知 昭** (1972年7月19日生)

所有する当社の株式数 ..... 1株

新任

## [略歴、当社における地位及び担当]

1997年 4月 日本電信電話株式会社 入社  
 2007年 9月 ベイン・アンド・カンパニー 入社  
 2009年 1月 日本ベリサイン株式会社（現デジサート・ジャパン合同会社） 入社  
 2013年 1月 ソニー株式会社 入社  
 2017年 8月 Rocro株式会社 代表取締役 就任  
 2021年 1月 当社 入社 技術・運用部門 兼  
 事業開発部門 統括部門長

2022年 9月 当社 執行役員 兼 技術・運用部門 部門長  
 2022年10月 当社 執行役員 兼 技術・運用本部 本部長  
 2023年 9月 当社 執行役員（現任）

## [重要な兼職の状況]

## 取締役候補者とした理由

小早川知昭氏を取締役候補者とした理由は、同氏は2021年1月に当社へ入社して以来、技術・運用本部を統括しており、豊富な経験と実績を有しています。その経験や知見を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化が期待できると判断したためであります。

候補者番号

3

わたなべ  
渡辺潤

(1972年12月14日生)

所有する当社の株式数 ..... 一株

再任

**[略歴、当社における地位及び担当]**

|          |                                                 |            |          |                         |                                      |
|----------|-------------------------------------------------|------------|----------|-------------------------|--------------------------------------|
| 2011年 4月 | ソネットエンタテインメント株式会社<br>(現ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社) | 入社         | 2020年10月 | ソニーワイヤレスコミュニケーションズ株式会社  | 代表取締役社長 就任                           |
| 2016年 2月 | ソニーモバイルコミュニケーションズ株式会社                           | VP 就任      | 2021年 4月 | ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社 | 代表取締役 執行役員社長 就任                      |
| 2017年 4月 | ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社                         | 執行役員SVP 就任 | 2024年 4月 | ソニーグループ株式会社             | 事業開発プラットフォーム先端インフラ事業探索部門 部門長 就任 (現任) |
| 2019年 3月 | 当社 取締役                                          | 就任 (現任)    |          |                         |                                      |

**[重要な兼職の状況]**

ソニーグループ株式会社 事業開発プラットフォーム先端インフラ事業探索部門 部門長

**取締役候補者とした理由**

渡辺潤氏を取締役候補者とした理由は、同氏は通信業界の知見や経営者としての豊富な経験と実績を有しており、引き続き取締役会の意思決定機能や当社の経営の監督機能として期待できると判断したためであります。

候補者番号

4

こ ぱやし た い へ い  
小林 泰平

(1983年11月17日生)

所有する当社の株式数 ..... 一株  
社外取締役在任年数 ..... 1年  
取締役会出席状況 ..... 15/15回

再任

社外

独立

## 【略歴、当社における地位及び担当】

|          |                                                                          |          |                                                                                                              |
|----------|--------------------------------------------------------------------------|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2010年 4月 | インタープリズム株式会社 入社                                                          | 2021年 9月 | 株式会社Trys 取締役 就任                                                                                              |
| 2012年10月 | Framgia Vietnam Co., Ltd. (現 Sun Asterisk Vietnam Co., Ltd.) COO 就任      | 2022年 1月 | 株式会社Trys 代表取締役 就任 (現任)                                                                                       |
| 2013年12月 | 株式会社フランジア・ジャパン (現株式会社Sun Asterisk) 入社                                    | 2022年 4月 | Sony Network Communications Singapore Pte. Ltd. (現Sony Block Solutions Singapore Pte. Ltd.) Director 就任 (現任) |
| 2015年 9月 | Framgia Vietnam Co.,Ltd. (現 Sun Asterisk Vietnam Co.,Ltd.) 代表取締役 就任 (現任) | 2024年 3月 | グルーヴ・ギア株式会社 (現株式会社Sun terras) 取締役 退任                                                                         |
| 2017年12月 | 株式会社フランジア・ジャパン (現 Sun Asterisk) 代表取締役 就任 (現任)                            | 2024年 6月 | 当社 社外取締役 就任 (現任)                                                                                             |
| 2018年12月 | グルーヴ・ギア株式会社 (現株式会社Sun terras) 取締役 就任                                     | 2025年 3月 | 株式会社NEWh 取締役 就任 (現任)                                                                                         |
|          |                                                                          | 2025年 3月 | 株式会社Sun terras 取締役 就任 (現任)                                                                                   |

## 【重要な兼職の状況】

株式会社Sun Asterisk 代表取締役  
 Sun Asterisk Vietnam Co., Ltd. 代表取締役  
 株式会社Trys 代表取締役  
 Sony Block Solutions Singapore Pte. Ltd. Director  
 株式会社NEWh 取締役  
 株式会社Sun terras 取締役

## 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

小林泰平氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は株式会社Sun Asteriskの創業メンバーとして経営に携わっており、上場したベンチャー企業の経営者としての知見に加え、同社グループの成長をリードする豊富な経営経験を有しております、引き続き当社の経営を監督していただくとともに、当社経営全般に助言を頂戴することを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名報酬委員及び関連当事者取引委員として、独立した立場から関与いただく予定です。

候補者番号

5

ゆあさ  
湯淺 墓道

(1970年1月16日生)

所有する当社の株式数 一株  
社外取締役在任年数 2年  
取締役会出席状況 18/18回

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

|          |                          |            |          |                                             |
|----------|--------------------------|------------|----------|---------------------------------------------|
| 2002年 4月 | 慶應義塾大学法学部                | 講師 就任      | 2021年 4月 | 独立行政法人日本学生支援機構 情報化統括責任者補佐官 就任 (現任)          |
| 2004年 4月 | 九州国際大学法学部                | 講師 就任      | 2022年 4月 | 明治大学大学院グローバル・ガバナンス研究科専攻主任 就任 (現任)           |
| 2005年 4月 | 九州国際大学法学部                | 助教授 就任     | 2023年 4月 | 国立研究開発法人科学技術振興機構社会技術研究開発センタープログラム総括 就任 (現任) |
| 2008年 4月 | 九州国際大学法学部                | 教授 就任      | 2024年 2月 | 当社 社外取締役 就任 (現任)                            |
| 2008年 9月 | 九州国際大学 副学長               | 就任         | 2024年 4月 | 明治大学学長室専門員 就任 (現任)                          |
| 2011年 4月 | 情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科 | 教授 就任      |          |                                             |
| 2020年 4月 | 情報セキュリティ大学院大学 副学長        | 就任         |          |                                             |
| 2021年 4月 | 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科      | 教授 就任 (現任) |          |                                             |

【重要な兼職の状況】

|                                     |
|-------------------------------------|
| 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科 教授              |
| 独立行政法人日本学生支援機構 情報化統括責任者補佐官          |
| 明治大学大学院グローバル・ガバナンス研究科専攻主任           |
| 国立研究開発法人科学技術振興機構社会技術研究開発センタープログラム総括 |
| 明治大学学長室専門員 就任                       |

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

湯淺墓道氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、大学院教授等としての情報セキュリティに対しての知見を有しており、引き続き当社の経営を監督していただくとともに、当社経営全般に助言を頂戴することを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名報酬委員及び関連当事者取引委員として、独立した立場から関与をいただく予定です。同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注) 1. 取締役候補者渡辺潤氏は、当社のその他の関係会社に該当するソニーグループ株式会社の事業開発プラットフォーム先端インフラ事業探索部門 部門長であります。また、取締役候補者小林泰平氏はソニーグループ株式会社と株式会社Sun Asteriskの合弁会社であるSony Block Solutions Singapore Pte. Ltd.のDirectorを兼務しております。ソニーグループ株式会社及びその子会社は当社と資本関係及び取引関係があります。なお、小林泰平氏は、ソニーグループ株式会社を通じての特別の利害関係はございません。その他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小林泰平氏及び湯浅墾道氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、渡辺潤氏、小林泰平氏及び湯浅墾道氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者のその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填されません。）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、小林泰平氏及び湯浅墾道氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

以上

# 事業報告

(2024年4月1日から)  
(2025年3月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度の我が国経済におきましては、景気の緩やかな回復傾向が見られた一方で、不安定な国際情勢等による資源価格の高騰、物価上昇や米国第2次トランプ政権の掲げる関税政策等、先行きが不透明な状況が依然として続いております。

このような状況の下、IoT/DXプラットフォームサービスについては、コロナ禍が収束したことによる家庭用Wi-Fiルータの需要が平常時に戻った影響が徐々に限定的になりながらも続いた一方で、IoT市場の拡大が続く中で、引き続きプラットフォームを用いたフル型営業やアライアンスを通じ、効率的に契約回線の獲得を進めました。MVNEサービスについては、特定顧客のキャリア化に伴う特定顧客の契約回線数減少の影響が徐々に限定的になりながらも続いた一方で、引き続き顧客基盤を持ち自社事業とモバイルサービスの連携を望む非通信事業者の取込みに注力し、当事業年度においては新規大型顧客を獲得いたしました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高5,974,401千円(前事業年度比111.1%)、営業利益929,644千円(前事業年度比118.4%)、経常利益910,048千円(前事業年度比116.0%)、当期純利益633,523千円(前事業年度比116.7%)となりました。

なお、当社はモバイルIoT支援事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報に関する記載は行っておりません。

#### ② 設備投資の状況

当事業年度中においては、主としてソフトウェアの開発、通信機器の取得により総額304,127千円の設備投資を行いました。

#### ③ 資金調達の状況

2025年3月21日をもって、東京証券取引所グロース市場に上場し、公募増資により1,227,648千円の資金調達を行いました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区分            | 第4期<br>(2022年3月期) | 第5期<br>(2023年3月期) | 第6期<br>(2024年3月期) | 第7期<br>(当事業年度)<br>(2025年3月期) |
|---------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------------------|
| 売上高(千円)       | 6,882,990         | 5,976,244         | 5,375,659         | 5,974,401                    |
| 経常利益(千円)      | 723,680           | 816,791           | 784,648           | 910,048                      |
| 当期純利益(千円)     | 473,876           | 535,001           | 542,828           | 633,523                      |
| 1株当たり当期純利益(円) | 48.75             | 55.04             | 55.84             | 64.78                        |
| 総資産(千円)       | 3,231,276         | 3,969,480         | 4,275,791         | 6,774,918                    |
| 純資産(千円)       | 2,095,450         | 2,576,995         | 3,119,823         | 5,043,220                    |
| 1株当たり純資産(円)   | 214.60            | 264.14            | 319.99            | 436.56                       |

(注) 1. 当社は、2024年12月4日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

2. 過年度決算に関して会計処理の誤謬が発生したため、第5期(2023年3月期)及び第6期(2024年3月期)につきましては、当該誤謬の訂正後の金額を記載しております。なお、誤謬訂正前の金額は次のとおりであります。

(訂正前)

| 区分            | 第5期<br>(2023年3月期) | 第6期<br>(2024年3月期) |
|---------------|-------------------|-------------------|
| 売上高(千円)       | 6,007,946         | 5,375,659         |
| 経常利益(千円)      | 838,366           | 784,647           |
| 当期純利益(千円)     | 549,079           | 513,836           |
| 1株当たり当期純利益(円) | 56.49             | 52.86             |
| 総資産(千円)       | 3,613,415         | 4,252,303         |
| 純資産(千円)       | 2,644,530         | 3,054,876         |
| 1株当たり純資産(円)   | 271.09            | 313.31            |

### (3) 重要な親会社の状況

2024年5月15日付での当社株式の一部譲渡を行ったことによりソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社、ソニー株式会社及びソニーグループ株式会社は親会社からその他の関係会社に属性が変更になりました。

同社及び同社の子会社との主な取引は当社サービスの提供や物流業務の委託等であり、これら取引に関する事項は以下のとおりであります。

#### イ. 当該取引をするに当たり当該株式会社の利益を害さないように留意した事項

当該取引をするに当たっては、一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないことに留意し、合理的な判断にしたがって公正に決定しております。

#### ロ. 当該取引が当該株式会社の利益を害さないかどうかについての当社の取締役会の判断及びその理由

関連当事者取引委員会において取引の合理性（必要性）と取引条件の妥当性を審議し、取締役会への答申を経た上で、当該取引の実施の可否を決定していることから、当該取引が当社の利益を害することはないと当社取締役会は判断しております。

#### ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

世界的なインフレの進行や急激な円安、国際的な対立や紛争の影響によるエネルギーの供給不足や原材料の高騰など、不透明な状況が継続しております。そのような中、インターネットはある産業及び局面において、改めて重要なインフラであることが再認識されており、5Gのサービスの普及やWeb3、AIといった技術の普及など、大きな構造の変化も進んでおります。

#### ①インターネット接続サービスにおける市場環境への対応

スマートフォンやタブレット端末などの高機能モバイル通信機器の普及によるモバイル通信の著しい利便性の向上により、インターネットへの接続がこれまでの固定回線によるものからモバイルデータ通信へと加速度的にシフトしております。ブロードバンドの固定回線は一定の普及により増加率は鈍化している一方で、モバイル通信事業者によるサービスの多様化や、事業者間の競争は激化しております。

当社では、このような環境の変化を機敏に捉え、ユーザーのニーズを見据えた新たなサービスを開発し、いち早く提供を行うなど、必要と考えられる施策を推進しておりますが、今後も5G、6Gといったモバイル通信網の技術革新により、インターネット接続サービスの市場環境は影響を受ける可能性があるため、これらの変化を見据えた事業開発を行うとともに、市場環境の変化にスピーディに対応するためにこれまでの実績や経験に裏付けされた安定したサービスの開発及び適切な戦略投資が重要であると認識しております。

#### ②IoT/AI市場への対応

インターネットの普及により、通信分野では機器と機器がデータをやりとりするIoTが急速に拡大しています。また、生成AIの普及・拡大に見られるように、AI関連技術は急速に発達しており、通信とAI関連技術が連携することにより、日々新たなビジネス手法が生まれています。

当社では、これらの新たな市場において重要な役割を担うべく、国内外を問わず多くのパートナー企業との連携を充実させるように努めております。

#### ③接続料動向への対応

「令和3年度以降適用されるデータ接続料について」（総務省、2023年4月13日）や「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン」（総務省、2022年10月）に見られるような「データ接続料の適正化に向けた取組」により、各通信キャリアからのモバイル通信調達に係る調達単価が下落しております。一方で、同時に、当社の顧客に対するモバイル通信提供に係る平均販売単価も下落しております。

当社では、「IoT/DXプラットフォームサービス」、及び「MVNEサービス」のモバイル通信提供以外の各サービスをさらに拡充すること等によって、モバイル通信提供に係る販売単価下落への対応を図っております。

#### ④自社サービスの開発強化

IoT領域における幅広いニーズに迅速に対応していくため、IoT周辺領域サービスの強化を進めております。すでに海外約180の国・地域で利用できる「MEEQグローバルSIM」、システム開発なくIoTデータを収集・処理する「MEEQデータプラットフォーム」、収集したデータをさまざまに活用できる「MEEQ AI」を展開しており、引き続きニーズに合わせたサービス強化を進めてまいります。

**(5) 主要な事業内容** (2025年3月31日現在)

当社では、IoTサービス事業者及びDXを推進する企業向けにIoT/DXプラットフォーム『MEEQ』を提供する「IoT/DXプラットフォームサービス」、及びMVNE事業者として、多くのMVNO事業者にネットワーク及び業務システム、業務支援等を提供する「MVNEサービス」を展開しております。

**(6) 主要な事務所** (2025年3月31日現在)

|    |        |
|----|--------|
| 本社 | 東京都渋谷区 |
|----|--------|

**(7) 従業員の状況** (2025年3月31日現在)

| 従業員数 (人) | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 (歳) | 平均勤続年数 (年) |
|----------|-----------|----------|------------|
| 74 (4)   | 15名増      | 37.7     | 2.6        |

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社は、モバイルIoT支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
3. 従業員数増加の主な理由は、業績の拡大に伴う採用によるものであります。

**(8) 主要な借入先の状況** (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

**(9) その他会社の現況に関する重要な事項**

2025年3月21日をもって、当社は東京証券取引所グロース市場に株式上場いたしました。

## 2. 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 37,040,000株  
 (2) 発行済株式の総数 11,388,000株  
 (3) 株主数 4,687名  
 (4) 大株主

| 株 主 名                                                                 | 持 株 数 (千 株) | 持 株 比 率 (%) |
|-----------------------------------------------------------------------|-------------|-------------|
| ソニーネットワークコミュニケーションズ<br>株 式 会 社                                        | 2,865       | 25.2        |
| ソニーセミコンダクタソリューションズ<br>株 式 会 社                                         | 1,277       | 11.2        |
| 東京センチュリー株式会社                                                          | 777         | 6.8         |
| 株式会社ファミリーマート                                                          | 668         | 5.9         |
| 大阪瓦斯株式会社                                                              | 358         | 3.1         |
| M S I P C L I E N T<br>S E C U R I T I E S                            | 354         | 3.1         |
| 加賀電子株式会社                                                              | 300         | 2.6         |
| バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム<br>クライアント アカウント ジエイピー・アーネルデイ<br>アイエスジー エフィー・エイシー | 237         | 2.1         |
| T I S 株 式 会 社                                                         | 222         | 2.0         |
| ヤンマー・ベンチャーズ2号<br>投資事業有限責任組合                                           | 222         | 2.0         |
| みづほ成長支援第5号投資事業有限責任組合                                                  | 222         | 2.0         |
| 日本生命保険相互会社                                                            | 222         | 2.0         |

### (5) その他株式に関する重要な事項

- ①2024年12月4日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は36,669,600株増加し、37,040,000株となっております。
- ②2024年12月4日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は9,622,800株増加し、9,720,000株となっております。
- ③2025年3月21日に、当社株式は東京証券取引所グロース市場に上場しております。上場にあたり、2025年3月19日を払込期日とするブックビルディング方式による募集により、発行済株式総数は1,668,000株増加し、11,388,000株となっております。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                   | 第1回新株予約権                                          |
|------------------------|-------------------|---------------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                   | 2021年2月10日                                        |
| 新株予約権の数                |                   | 10,100個                                           |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 1,010,000株<br>(新株予約権1個につき 100株)              |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権1個当たり470円                                    |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり 20,288円<br>(1株当たり 203円)                |
| 権利行使期間                 |                   | 2021年2月19日から<br>2031年2月18日まで                      |
| 行使の条件                  |                   | (注) 1                                             |
| 役員の保有状況                | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 10,100個<br>目的となる株式数 1,010,000株<br>保有者数 1名 |

- (注) 1. ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。
- (a) 2万288円（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする。）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。
  - (b) 2万288円（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする。）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。
  - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、2万288円（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする。）を下回る価格を対

価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

- (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいづれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が2万288円（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする。）を下回る価格となったとき。
- ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社子会社・関係会社の取締役、監査役もしくは従業員又は、顧問もしくは業務委託先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会（取締役会設置会社でない場合には株主総会）が認めた場合は、この限りではない。
  - ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
  - ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
2. 2024年12月4日付で行った1株を100株にする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

## (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、ストックオプション制度に準じた制度として、現在及び将来の当社の役職員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することで、当社の価値向上に寄与することを目的として、時価発行新株予約権信託を活用し、第2回新株予約権を発行しております。概要は次のとおりであります。

| 第2回新株予約権               |                                      |
|------------------------|--------------------------------------|
| 発行決議日                  | 2021年2月10日                           |
| 新株予約権の数                | 10,100個                              |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     | 普通株式 1,010,000株<br>(新株予約権1個につき 100株) |
| 新株予約権の払込金額             | 新株予約権1個当たり470円                       |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり 20,288円<br>(1株当たり 203円)   |
| 権利行使期間                 | 2021年2月19日から<br>2031年2月18日まで         |
| 行使の条件                  | (注) 1                                |

- (注) 1. ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。
- (a) 2万288円（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする。）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。
  - (b) 2万288円（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする。）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。
  - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、2万288円（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする。）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

- (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいづれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が2万288円（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする。）を下回る価格となったとき。
- ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社子会社・関係会社の取締役、監査役もしくは従業員又は、顧問もしくは業務委託先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会（取締役会設置会社でない場合には株主総会）が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
2. 信託期間満了日（2024年9月30日）の到来に伴い、当社が受益者として指定した当社の役職員に対して10,100個の全てが交付されており、当事業年度末日における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社監査役1名、当社従業員68名となっております。
3. 交付時に付与対象者と覚書を締結し、権利行使期間の開始時期は、発行決議時と異なっております。
4. 2024年12月4日付で行った1株を100株にする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

| 会社における地位        | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                   |
|-----------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役<br>執行役員社長 | 峯 村 竜 太 |                                                                                                                                                                                |
| 取締役<br>執行役員副社長  | 細 井 邦 俊 | 経営業務室長                                                                                                                                                                         |
| 取締役             | 渡 辺 潤   | ソニーグループ株式会社 事業開発プラットフォーム<br>先端インフラ事業探索部門 部門長                                                                                                                                   |
| 取締役             | 小 林 泰 平 | 株式会社Sun Asterisk 代表取締役<br>Sun Asterisk Vietnam Co., Ltd. 代表取締役<br>株式会社Trys 代表取締役<br>Sony Block Solutions Singapore Pte. Ltd.<br>Director<br>株式会社NEWh 取締役<br>株式会社Sun terras 取締役 |
| 取締役             | 湯 浅 墾 道 | 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科 教授<br>独立行政法人日本学生支援機構 情報化統括責任者補佐官<br>明治大学大学院プローバル・ガバナンス研究科専攻主任<br>国立研究開発法人科学技術振興機構社会技術研究開発センター<br>プログラム総括<br>明治大学学長室専門員                                     |
| 常勤監査役           | 棄 山 千 勢 | 棄山公認会計士事務所 所長<br>デジタルアーツ株式会社 社外取締役 (監査等委員)                                                                                                                                     |
| 監査役             | 青 木 常 子 | 株式会社ネオジャパン 取締役<br>モビルス株式会社 社外監査役                                                                                                                                               |
| 監査役             | 平 井 彩   | 三浦法律事務所 パートナー<br>株式会社テクニスコ 社外監査役<br>株式会社ADKホールディングス 社外取締役 (監査等委員)                                                                                                              |

- (注) 1. 取締役小林泰平氏及び取締役湯浅墾道氏は、社外取締役であります。
2. 監査役棄山千勢氏、監査役青木常子氏及び監査役平井彩氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役棄山千勢氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 2024年6月25日開催の第6回定時株主総会において、小林泰平氏が取締役に、青木常子氏が監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
5. 2024年6月25日開催の第6回定時株主総会終結の時をもって、取締役南谷克美氏は任期満了の為、監査役の松本亜希子氏は辞任によりそれぞれ退任いたしました。
6. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者である役員等がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填されません。なお、保険料は全額会社が負担しております。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等

##### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の取締役及び監査役の報酬限度額は、2024年6月25日開催の株主総会において、取締役の報酬を年額150,000千円以内、監査役の報酬を30,000千円以内と決議されております。報酬制度体系は記載のとおりであります。

##### (固定報酬)

取締役及び監査役の報酬総額は、株主総会にて決議された取締役報酬限度内で定めております。取締役会の諮問機関として独立社外取締役を委員長とする任意の指名報酬委員会を設置し同委員会にて取締役が受ける報酬等の方針や取締役の個人別の報酬等の内容を審議のうえ、取締役会に答申することとしております。

##### (非金銭報酬等)

当社は、ストックオプション制度に準じた制度として、現在及び将来の当社の役職員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することで、当社の価値向上に寄与することを目的として、時価発行新株予約権信託を活用し、第2回新株予約権を発行しております。第2回新株予約権は、新株予約権交付ガイドラインに基づき、交付者を選定し、すでに交付済みであります。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区分               | 報酬等の総額<br>(千円)     | 報酬等の種類別の総額(千円)     |         |                 | 対象となる役員の員数<br>(人) |
|------------------|--------------------|--------------------|---------|-----------------|-------------------|
|                  |                    | 基本報酬               | 業績運動報酬等 | 非金銭報酬等          |                   |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 59,217<br>(6,300)  | 34,593<br>(6,300)  | —       | 24,624<br>(—)   | 4<br>(2)          |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 15,136<br>(15,136) | 14,300<br>(14,300) | —       | 836<br>(836)    | 3<br>(3)          |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 74,354<br>(21,436) | 48,893<br>(20,600) | —       | 25,461<br>(836) | 7<br>(5)          |

(注) 1. 上表には、無報酬の取締役2名及び監査役1名を除いております。

- 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- 取締役の金銭報酬の額は、2024年6月25日開催の第6回定時株主総会において年額150,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は2名）であります。
- 監査役の金銭報酬の額は、2024年6月25日開催の第6回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。
- 非金銭報酬等は、ストックオプション制度に準じた制度として時価発行新株予約権信託を活用し発行された第2回新株予約権を、取締役及び監査役に対して交付したことに伴い、当事業年度において計上した額を記載しています。

③ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

④ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

## (5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・取締役小林泰平氏は、株式会社Sun Asteriskの代表取締役、Sun Asterisk Vietnam Co., Ltd.の代表取締役、株式会社Trysの代表取締役、Sony Block Solutions Singapore Pte. LtdのDirector、株式会社NEWhの取締役及び株式会社Sun terrasの取締役であります。Sony Block Solutions Singapore Pte. Ltd.はその他の関連会社であるソニーグループ株式会社の子会社であります。株式会社Sun Asterisk、Sun Asterisk Vietnam Co., Ltd.、株式会社Trys、株式会社NEWh及び株式会社Sun terrasと当社との間には特別の関係はありません。
  - ・取締役湯淺墾道氏は、明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授、独立行政法人日本学生支援機構情報化統括責任者補佐官、明治大学大学院グローバル・ガバナンス研究科専攻主任、国立研究開発法人科学技術振興機構社会技術研究開発センタープログラム総括及び明治大学学長室専門員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役棄山千勢氏は、棄山公認会計士事務所 所長及びデジタルアーツ株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役青木常子氏は、株式会社ネオジャパンの取締役及びモビルス株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役平井彩氏は、三浦法律事務所パートナー、株式会社テクニスコの社外監査役及び株式会社ADKホールディングスの社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

|          |  | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関する行った職務の概要                                                                                                                                                                                                           |
|----------|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 小林泰平 |  | 2024年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。<br>主に会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営管理全般の観点から適時発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員として、2024年6月25日就任以降、当事業年度に開催された指名報酬委員会1回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。 |
| 取締役 湯浅墾道 |  | 当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。<br>主に通信分野における幅広い見地について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。                                         |
| 監査役 齋山千勢 |  | 当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。<br>公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部統制システムについて適宜、必要な発言を行っております。                                                                                     |
| 監査役 青木常子 |  | 2024年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、2024年6月25日就任以降、当事業年度に開催された監査役会11回の全てに出席いたしました。<br>事業会社における豊富な経験と知識と幅広い見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部統制システムについて適宜、必要な発言を行っております。                                  |

|           |                                                                                                                                                                          |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関する職務の概要                                                                                                                                      |
| 監査役 平 井 彩 | <p>当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。</p> <p>弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。</p> |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

PwC Japan有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額（千円） |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 37,000    |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 39,000    |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、PwC Japan有限責任監査法人に対して、東京証券取引所グロース市場への上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は定めておりません。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としています。しかしながら、現時点では事業の成長段階にあることから財務体質の強化及び事業拡大のための内部留保の充実を図り、事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えています。このことから、創業以来配当を実施しておらず、内部留保資金につきましては、財務体質の強化及び事業拡大のための財源として利用していく予定であります。

当社は剰余金を配当する場合は、期末配当の年1回を基本方針としております。また、当社は剰余金の配当を会社法第459条第1項の規定に基づき取締役会の決議により行う旨を定款に定めております。なお、当社は取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

## 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位:千円)

| 科 目               | 金 額       | 科 目                 | 金 額       |
|-------------------|-----------|---------------------|-----------|
| (資 産 の 部) 流 動 資 産 | 5,931,616 | (負 債 の 部) 流 動 債 産   | 1,652,006 |
| 現 金 及 び 預 金       | 4,032,062 | 買 一 払 法 消 人 費 税 費 金 | 451,102   |
| 売 売 掛 金           | 1,199,774 | 未 未 未 未 契 約 約 金     | 34,008    |
| 商 前 払 費 用         | 128       | 未 未 未 未 金           | 283,692   |
| そ の 他             | 703,496   | 契 預 賞 与 引 当 金       | 206,939   |
| 貸 倒 引 当 金         | 19,139    | 引 当 金               | 57,641    |
|                   | △22,986   | 金 他                 | 568,553   |
| 固 定 資 産           | 843,302   | 負 債 合 計             | 11,846    |
| 有 形 固 定 資 産       | 353,422   | (純 資 産 の 部) 株 主 資 本 | 38,210    |
| 建 物 附 屬 設 備       | 16,136    | 資 本 金               | 11        |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品 | 203,744   | 資 本 剰 余 金           | 79,692    |
| リ 一 ス 資 産         | 101,770   | 資 本 剰 余 金           | 67,882    |
| 建 設 仮 勘 定         | 31,771    | 利 益 剰 余 金           | 11,809    |
| 無 形 固 定 資 産       | 409,056   | 利 益 剰 余 金           | 2,753,795 |
| 商 標 権             | 2,451     | そ の 他 利 益 剰 余 金     | 2,753,795 |
| ソ フ ト ウ エ ア       | 194,397   | 繰 越 利 益 剰 余 金       | 2,753,795 |
| ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定 | 212,207   | 新 株 予 約 権           | 71,719    |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 80,823    | 純 資 産 合 計           | 5,043,220 |
| 長 期 前 払 費 用       | 2,731     | 負 債 純 資 産 合 計       | 6,774,918 |
| 繰 延 税 金 資 産       | 39,226    |                     |           |
| 敷                 | 38,865    |                     |           |
| 資 産 合 計           | 6,774,918 |                     |           |

## 損益計算書

(2024年4月1日から)  
(2025年3月31日まで)

(単位:千円)

| 科 目                     | 金       | 額         |
|-------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                   |         | 5,974,401 |
| 売 上 原 価                 |         | 3,818,555 |
| 売 上 総 利 益               |         | 2,155,845 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 1,226,201 |
| 営 業 利 益                 |         | 929,644   |
| 営 業 外 収 益               |         |           |
| 受 取 利 息                 | 0       |           |
| 受 取 手 数 料               | 93      | 93        |
| 営 業 外 費 用               |         |           |
| 支 払 利 息                 | 265     |           |
| 為 替 差 損                 | 50      |           |
| 上 場 関 連 費 用             | 18,159  |           |
| 雜 損 失                   | 1,213   | 19,689    |
| 経 常 利 益                 |         | 910,048   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |         | 910,048   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 277,232 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △707    | 276,524   |
| 当 期 純 利 益               |         | 633,523   |

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

ミーク株式会社  
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

|                    |               |
|--------------------|---------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 宍 戸 賢 市 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 新 保 智 巳 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ミーク株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第7期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

ミーク株式会社 監査役会  
常勤監査役 栗山千勢   
(社外監査役)  
監査役 平井彩   
(社外監査役)  
監査役 青木常子   
(社外監査役)

以上

## 株主総会会場ご案内図

会場： 東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号 渋谷東口ビル 11階  
TKPガーデンシティ渋谷 ホール11B  
TEL 03-6418-1073



交通 JR 渋谷駅

東京メトロ各線渋谷駅

東急各線渋谷駅

宮益坂口より

徒歩約6分

B 5番出口より

徒歩約5分

B 5番出口より

徒歩約5分

駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。